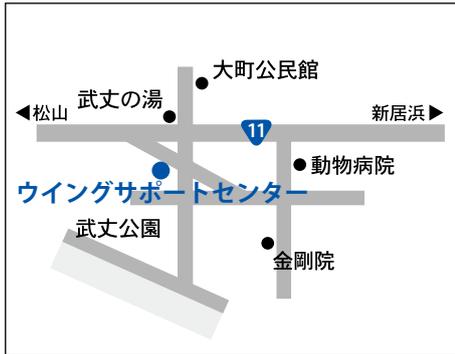


## ■第15回地域審議会の日時・場所（予定）

審議会名	日 時	会 場
西条地区 地域審議会	11月24日(木) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
丹原地区 地域審議会	11月28日(月) 10時	丹原福祉センター 2階大会議室
東予地区 地域審議会	11月28日(月) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室
小松地区 地域審議会	12月2日(金) 13時30分	小松総合支所 2階ホール



TEL 0897-52-1325

○市庁舎本館資産税課

TEL 0897-52-1317

○市庁舎本館市民税課

TEL 0897-52-1317

■問合せ

○市庁舎本館市民税課

TEL 0897-52-1317

○市庁舎本館資産税課

TEL 0897-52-1325

○市庁舎本館市民税課

TEL 0897-52-1317

## 秋季全国火災予防運動 11月9日(水)～15日(火) 実施

消したはず 決めつけないで もう一度

平成23年度全国統一防火標語

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者および財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。

消防本部では、防火ポスターによる啓発や商店街の立入検査を行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会等の行事を計画しています。



### 逃げ遅れを防ぐため 住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。大切な命を守るため、寝室や階段などは必ず設置しましょう。

### 身の回りの点検で住宅火災予防！

#### ■3つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない。
- 2 家の周りに燃えやすい物を置かない。
- 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### ■4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 避難経路はいつも整理整頓をする。
- 3 火災を小さいうちに消すために消火器を備える。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

○東消防署 0897-55-0119

○西消防署 0898-68-0119